



平成 23 年 2 月 28 日

各 位

会社名 ユニデン株式会社
代表者 代表取締役社長 山下 兵衛
(コード番号 6815 東証第一部)
問合せ先 財務経理部次長 掛川 隆
電話番号 03-5543-2800

臨時株主総会における付議事項決定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 28 日開催の取締役会において、平成 23 年 3 月 29 日開催予定の臨時株主総会に付議する議案を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第1号議案：定款一部変更の件

定款の一部変更をお願いするものであります
現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

第2号議案：取締役2名選任の件

新たに2名の取締役選任をお願いするものであります

氏名	新役職名
小股 淳	取締役(新任)
亀田 稔	取締役(新任)

【臨時株主総会開催内容】

- 1) 公 告 日 平成 23 年 2 月 3 日(木)
- 2) 基 準 日 平成 23 年 2 月 18 日(金)
- 3) 公 告 記 載 方 法 電子公告
(当該電子公告は、当社ホームページからご覧頂けます。)
<http://www.uniden.co.jp/>
- 4) 臨時株主総会開催日 平成 23 年 3 月 29 日(火)

以上

別紙 1: 【定款一部変更の内容】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第 12 条</p> <p>2. 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集) 第 12 条</p> <p>2. 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(議長) 第 14 条</p> <p>株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(議長) 第 14 条</p> <p>株主総会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれにあたる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(代表取締役) 第 21 条</p> <p><u>取締役社長</u>は、当社を代表する。</p> <p>2. <u>必要に応じ、取締役会の決議により、前項に加えて更に代表取締役を定めることができ、各自当社を代表するものとする。</u></p>	<p>(代表取締役) 第 21 条</p> <p><u>代表取締役</u>は、当社を代表する。</p> <p>(削除)</p>
<p>(役付取締役) 第 22 条</p> <p>取締役会は、その決議により<u>取締役社長1名</u>を定め、<u>また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>(役付取締役) 第 22 条</p> <p>取締役会は、その決議により<u>取締役社長1名、また、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p>